

三島市バリアフリー 道路特定事業計画書

平成21年3月

静 岡 県
三 島 市

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 策定体制	1
第3章 重点整備地区と移動等円滑化を促進する道路	3
第4章 実施すべき事業内容	4
第5章 道路特定事業計画とは	6
第6章 移動等円滑化に向けた整備方針	6
第7章 個別事業計画	13

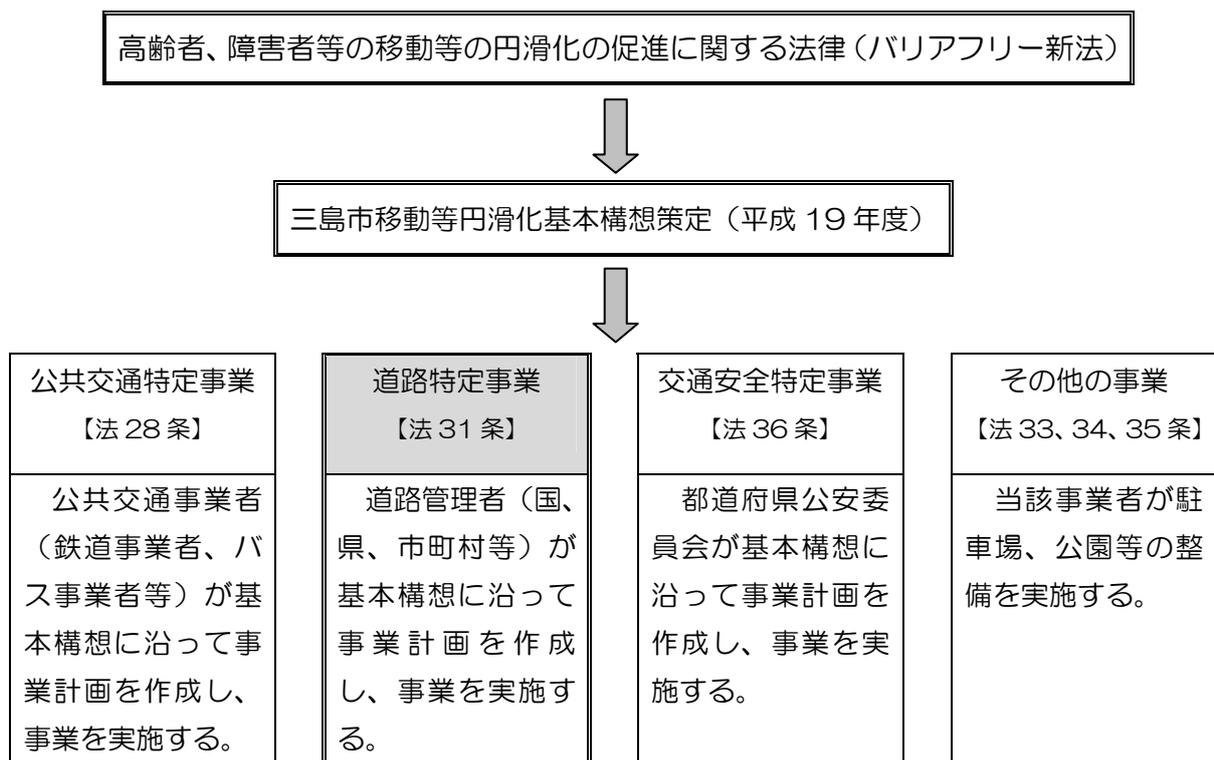
付 属 資 料

第1章 はじめに

三島市には、年間約360万人が訪れる源頼朝ゆかりの三嶋大社や、東海の名園といわれた「市立公園楽寿園」、市街地を流れる源兵衛川、蓮沼川、桜川など富士山の湧水を象徴する河川などがあります。

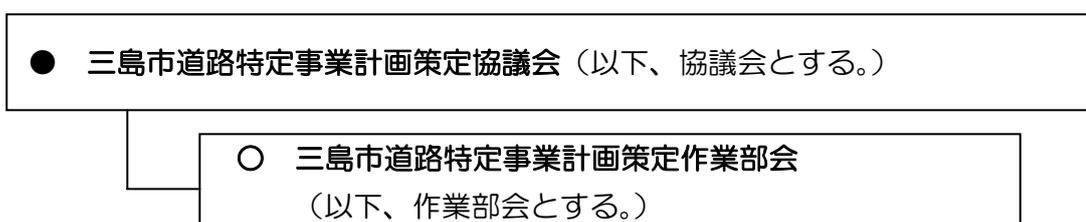
これらの資源を活用し、「街中がせせらぎ事業」に代表するような“訪れたい・歩きたい・住みたいまち”の形成を目指した事業を展開してきましたが、平成18年6月に「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）が制定され、高齢者や身体等に障がいのある方をはじめ、すべての方が歩きやすい、移動しやすい環境整備が求められたことから、平成20年3月に「三島市移動等円滑化基本構想」を策定しました。

バリアフリー新法では、この基本構想の実現に向け、具体の事業計画を作成し事業を実施することになっているため、道路に関するバリアフリー事業について、法31条に基づく「道路特定事業計画」を策定し、今後、この計画に基づき事業を実施していきます。



第2章 策定体制

2-1 組織概要

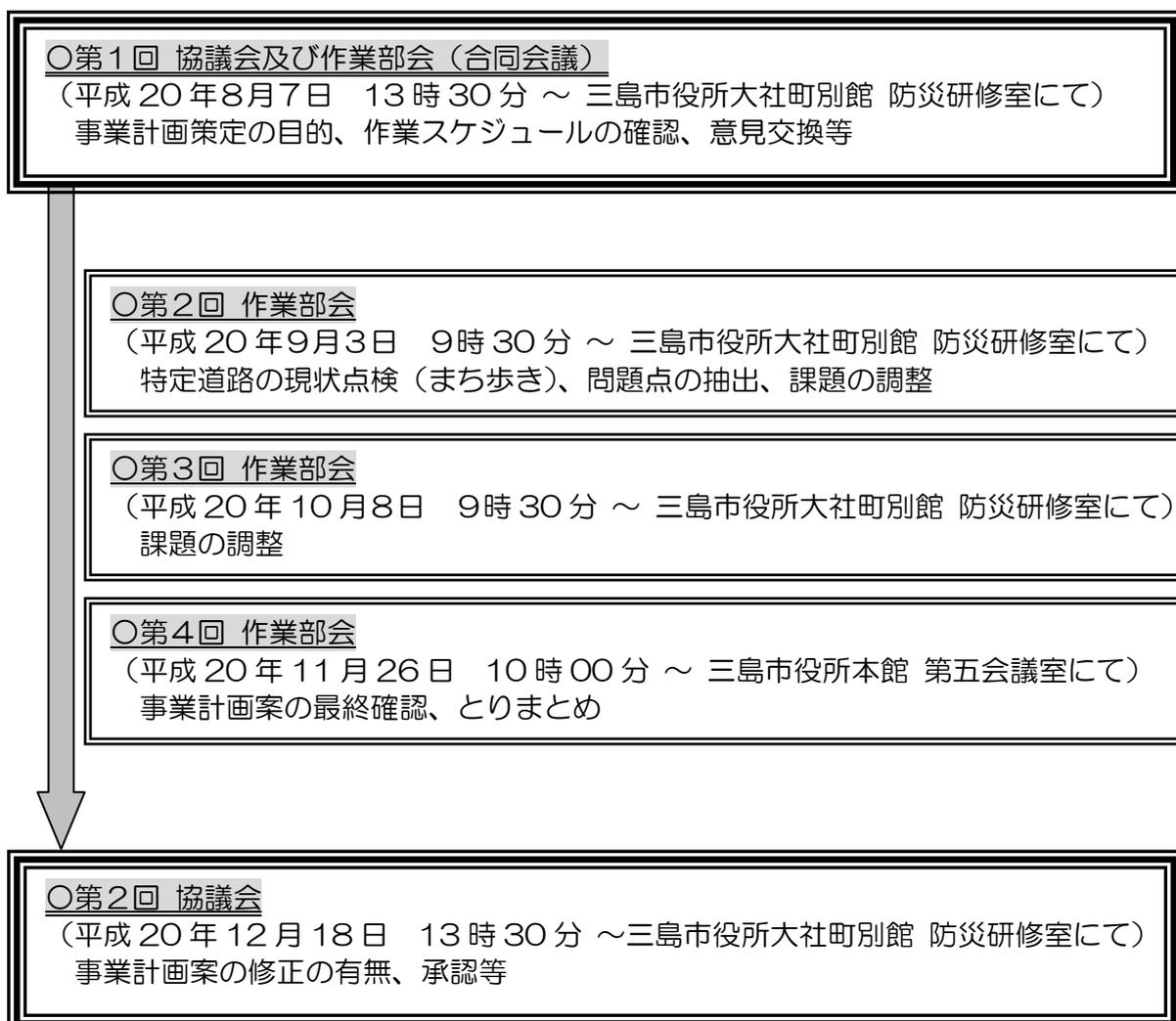


2-2 協議会及び作業部会の役割と目的

三島市道路特定事業計画を、より具体的で実効性のあるものとするため組織する、協議会及び各部会の役割と目的は以下のとおりです。

区 分	役 割	目 的
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針の確認 ・整備内容の確認 ・事業計画の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場の視点から、事業計画の妥当性を検討。
作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者等の立場から、計画内容の検討と提案 ・特定事業の実施に向けた、具体的な計画内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状における問題点を整理するとともに、解決策等について検討。 ・道路管理者としての取組み体制や相互の連携等を確認するとともに、具体的な整備内容等について検討。

2-3 協議会及び作業部会のスケジュール

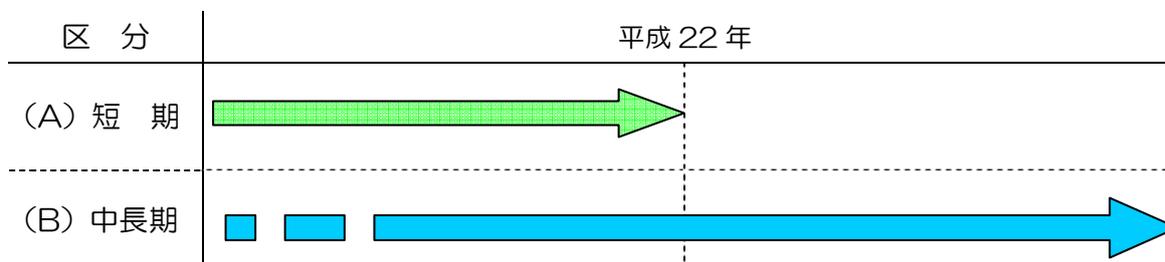


第3章 重点整備地区*と移動等円滑化を促進する道路

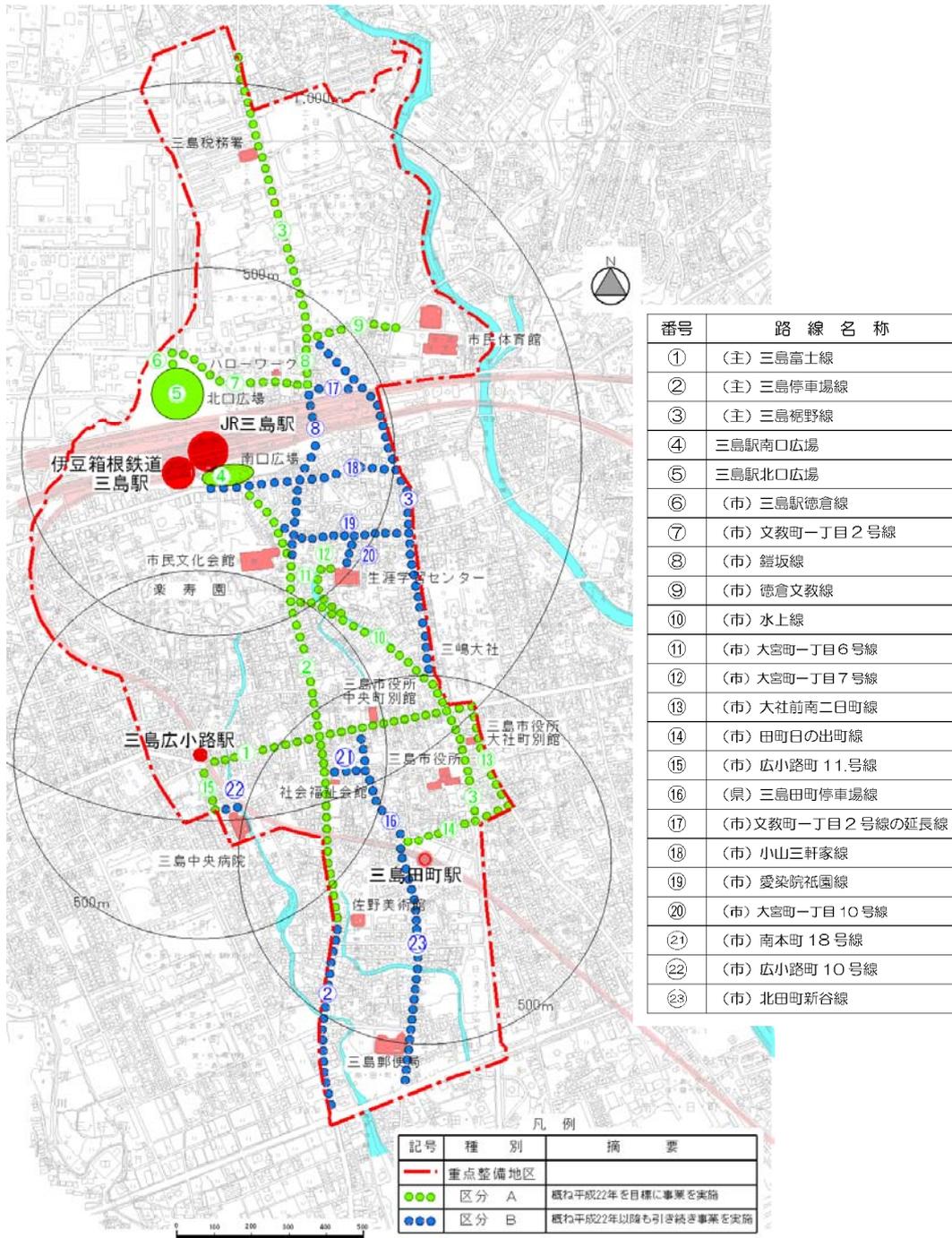
平成 20 年 3 月に策定された「三島市移動等円滑化基本構想」において、基幹事業としての重要度や事業実施の実現時期等を勘案し、短期と中長期の 2 段階の整備目標を設定し重点整備地区における移動等の円滑化を目指すこととしています。

※重点整備地区：公共公益施設や商業施設等の立地条件・配置などを勘案し、移動等円滑化のための事業を集中的に実施すべきである地区、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区として、平成 19 年度三島市移動等円滑化基本構想で位置付けられた地区。

目標区分	目標時期等	摘要
(A)短期	概ね平成 22 年を目標として整備を実施	生活関連施設をつなぐ道路のうち、基幹となり、早急に整備実施が望まれるもの。 また、現段階において整備がされているが、生活関連施設をつなぐ道路として必要なもの。(これを、「特定道路」とします。)
(B)中長期	概ね平成 22 年以降も継続して整備を実施	事業予算や整備時期などを関係者と調整の上、継続して整備実施への取組みが必要な道路。



(道路事業の目標区分)



第4章 実施すべき事業内容

事業者	事業内容
静岡県 三島市	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通路の確保 ・歩車道接続部の段差の解消 ・道路側溝の溝蓋の改善 ・視覚障がい者誘導ブロックの設置、改築 ・電柱等歩行障害物の移設、撤去 ・適切な案内標識等サインの設置

番号	路線名称	区 間	備 考
①	(主) 三島富士線 (都) 川原ヶ谷八幡線	(市) 大社前南二日町線 ～三島広小路駅前	・現在整備中です ・未整備区間の整備を促進する必要があります
②	(主) 三島停車場線 (都) 南町文教線・(都) 三島駅前通り線	三島駅南口広場前 ～佐野美術館前	・歩車道段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを改善する必要があります ・電柱等障害物の除去を推進する必要があります
③	(主) 三島裾野線 (都) 東本町幸原線	(市) 徳倉文教線 ～(市) 幸原菽線	・整備されていますが、必要に応じて部分改修を実施する必要があります
		(市) 田町日の出町線 ～(主) 三島富士線	
④	三島駅南口広場	—	・三島駅北口広場整備事業により近年整備されました
⑤	三島駅北口広場	—	
⑥	(市) 三島駅徳倉線 (都) 三島駅北口線	三島駅北口広場 ～(市) 文教町一丁目2号線	
⑦	(市) 文教町 一丁目2号線 (都) 下土狩文教線	三島駅北口広場北側交差点 ～(市) 鎧坂線	・平成20年度から整備を行う予定です
⑧	(市) 鎧坂線 (都) 南町文教線	(主) 三島裾野線 ～(市) 文教町一丁目2号線	
⑨	(市) 徳倉文教線	(主) 三島裾野線 ～市民体育館前	・歩車道段差の解消や横断歩道取り合い部を改良する必要があります
⑩	(市) 水上線 (都) 水上線	(主) 三島停車場線 ～(主) 三島裾野線	・必要に応じて部分改修を実施する必要があります
⑪	(市) 大宮町一丁目6号線	(市) 水上線 ～(市) 大宮町一丁目7号線	
⑫	(市) 大宮町一丁目7号線	(市) 大宮町一丁目6号線 ～市民生涯学習センター前	
⑬	(市) 大社前南二日町線	(主) 三島富士線 ～(市) 田町日の出町線	・平成19年度までの整備事業により整備されました
⑭	(市) 田町日の出町線	三島田町駅前 ～(市) 大社前南二日町線	・必要に応じて部分改修を実施する必要があります
⑮	(市) 広小路町11号線	(一) 沼津三島線 ～(市) 広小路町10号線	

※ (主)：主要地方道、(一)：一般県道、(市)：市道、(都)：都市計画道路としての名称

第5章 道路特定事業計画とは

重点整備地区内で、短期の整備目標を設定した道路について道路管理者が移動等円滑化に向けた事業を実施するための計画です。

道路特定事業計画では、整備事業の実施に向けて以下の事項を定めています。

なお、本計画では、短期間内に事業に着手し、平成 25 年度までに事業が実施されるものについても位置付けています。

●道路特定事業計画で定める事項

- ① 事業を実施する道路区間
- ② 事業の内容及び実施予定期間
- ③ 事業の実施に際し配慮すべき重要事項

第6章 移動等円滑化に向けた整備方針

6-1 車道空間と歩道空間の明確化

特定道路を構成する道路には、高齢者や身体障がい者等の移動等の円滑化を図る観点から、車道と分離して歩道を設ける必要があります。

しかし、今回実施する特定道路の中には、現在歩車道が分離されておらず、歩道を設けるには道路用地を買収する必要のあるものがあります。

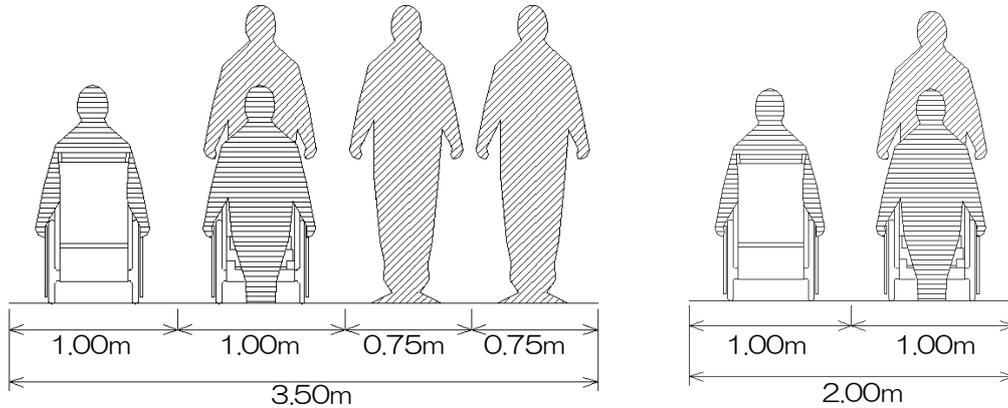
このような場合は、用地買収を行った上での歩道整備を早期に実施することは困難であるため、歩行者にとって障害となっている電柱等の道路占用物の移設や歩道上に置かれた看板等の除去などにより、安全に移動できる歩行空間を確保します。

■道路利用者の基本的な寸法

	人（成人男子、 荷物等なし）	自転車	車椅子	杖使用者 （2本）	自操用ハンドル型 電動車椅子
静止状態	幅 45cm	幅 60cm	幅 70cm	幅 90cm	幅 70cm
通行時	幅 70cm	幅 100cm	幅 100cm	幅 120cm	幅 100cm
		~75cm			

出典：改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

■歩道の幅員



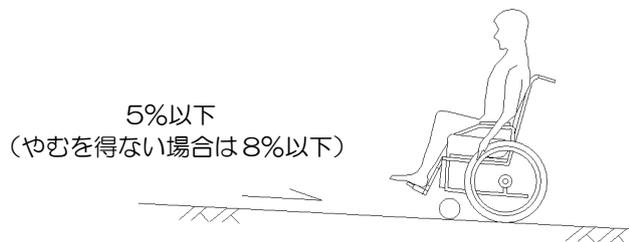
出典：改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

6-2 緩やかな歩道勾配の確保

歩道の縦断勾配、横断勾配は、車椅子使用者の通行、脚力の弱った高齢者等に配慮して、可能な限り小さくする必要があります。

■歩道の縦断勾配

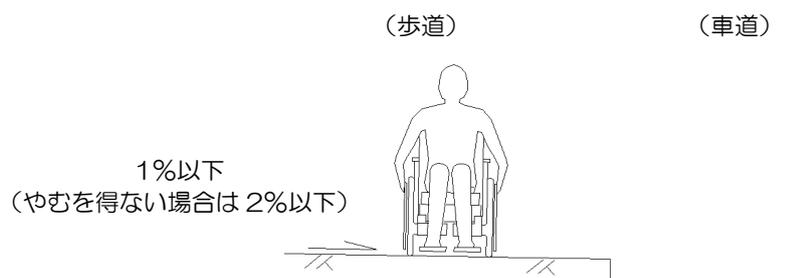
5%以下とします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とします。（道路移動等円滑化基準第6条第1項）



■歩道の横断勾配

1%以下とします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とします。（道路移動等円滑化基準第6条第2項）

また、平たん部の有効幅員は2m以上とします。（道路移動等円滑化基準第10条）



6-3 平たんな歩行空間の形成

横断歩道接続部や民地への車両出入り口などが連続して存在し、歩道が大きく波打つような状態になっている場合は、出来るだけセミフラット型の歩道に改良し、平たんな歩行者空間の形成に努めます。

歩道構造の形式

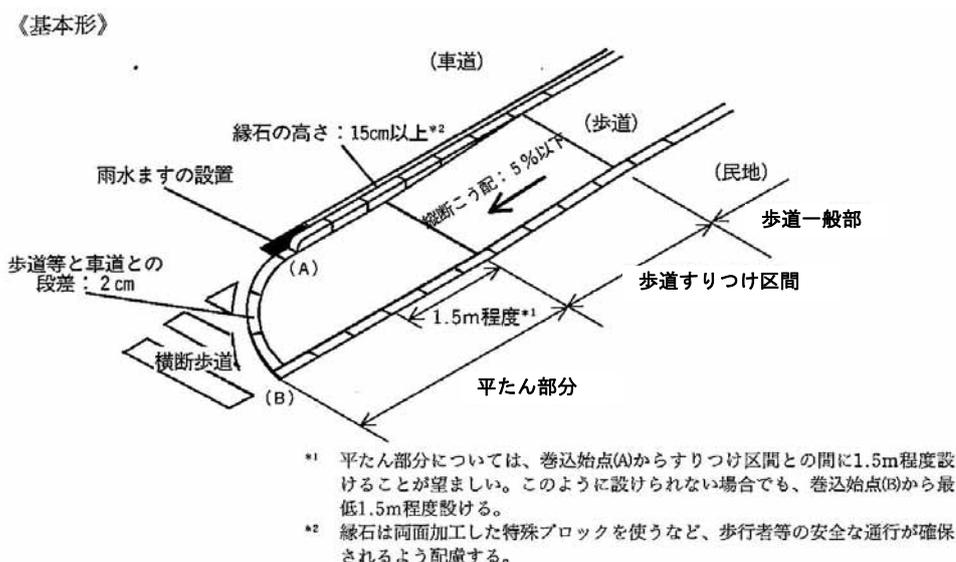
フラット型 : 歩道面と車道面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造

セミフラット型 : 歩道面を車道面と縁石天端の間に設定し、歩車道の高低差を少なくする歩道構造

マウントアップ型 : 歩道面と縁石天端の高さが同一である歩道構造

■やむを得ずマウントアップ型を採用する場合の歩道と車道の接続部の処理

①横断歩道接続部の平たん部確保が可能な場合

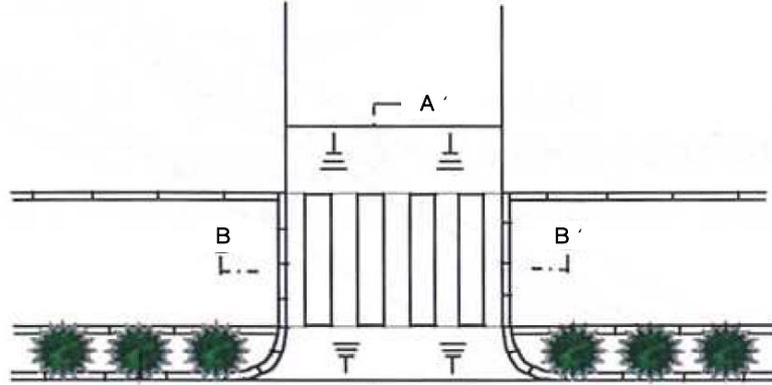


出典：改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

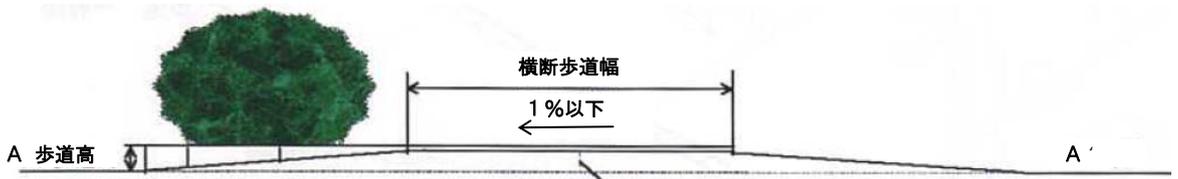
②歩道接続部の平坦部確保が不可能な場合

交差道路にハンプ構造を利用して、スムーズ横断歩道により段差を解消します。

(基本形)



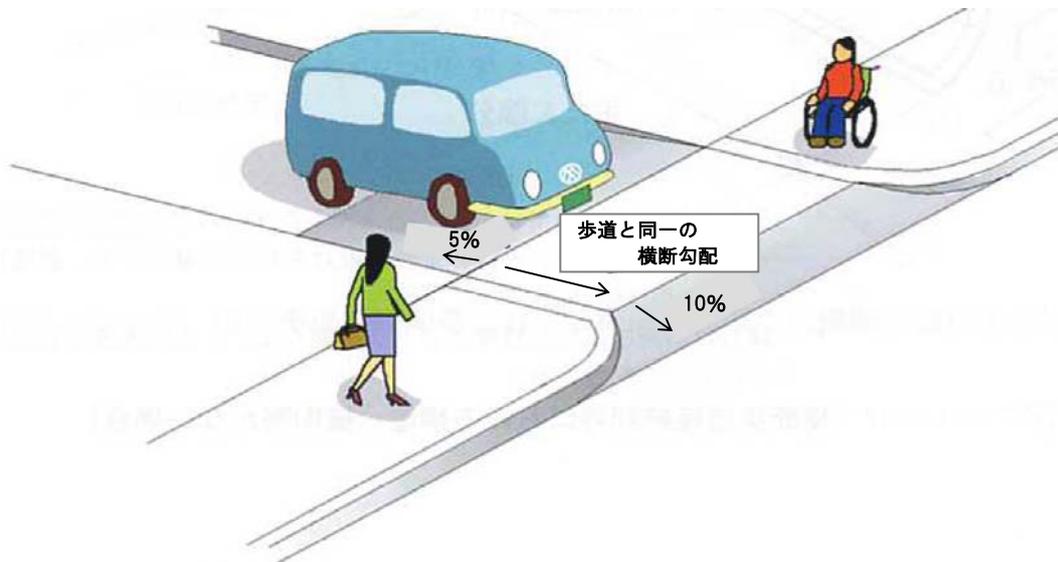
スムーズ横断歩道の平面図



スムーズ横断歩道の横断面図



スムーズ横断歩道の縦断面図



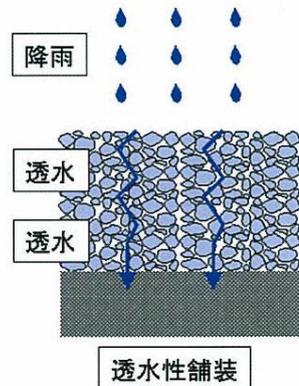
スムーズ横断歩道の設計例

出典：改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

6-4 舗装の改善

歩道の舗装は、雨天時に水溜りができないよう、雨水をすみやかに排水し、平たんで滑りにくい構造とします。

老朽化に伴う改修時に改善を図ります。

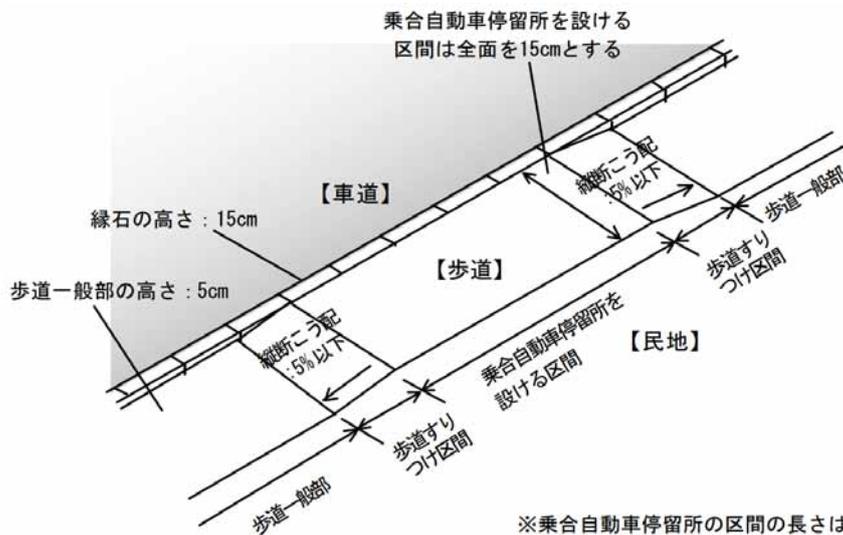


- 空隙が比較的大きい
- 雨水が地盤まで透水することにより舗装面を流出する水量が減少

出典：改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

6-5 バス停位置における歩道と車道の高さの改善

バス停位置における歩道の車道に対する高さは、出来る限り 15 cmを基本とします。



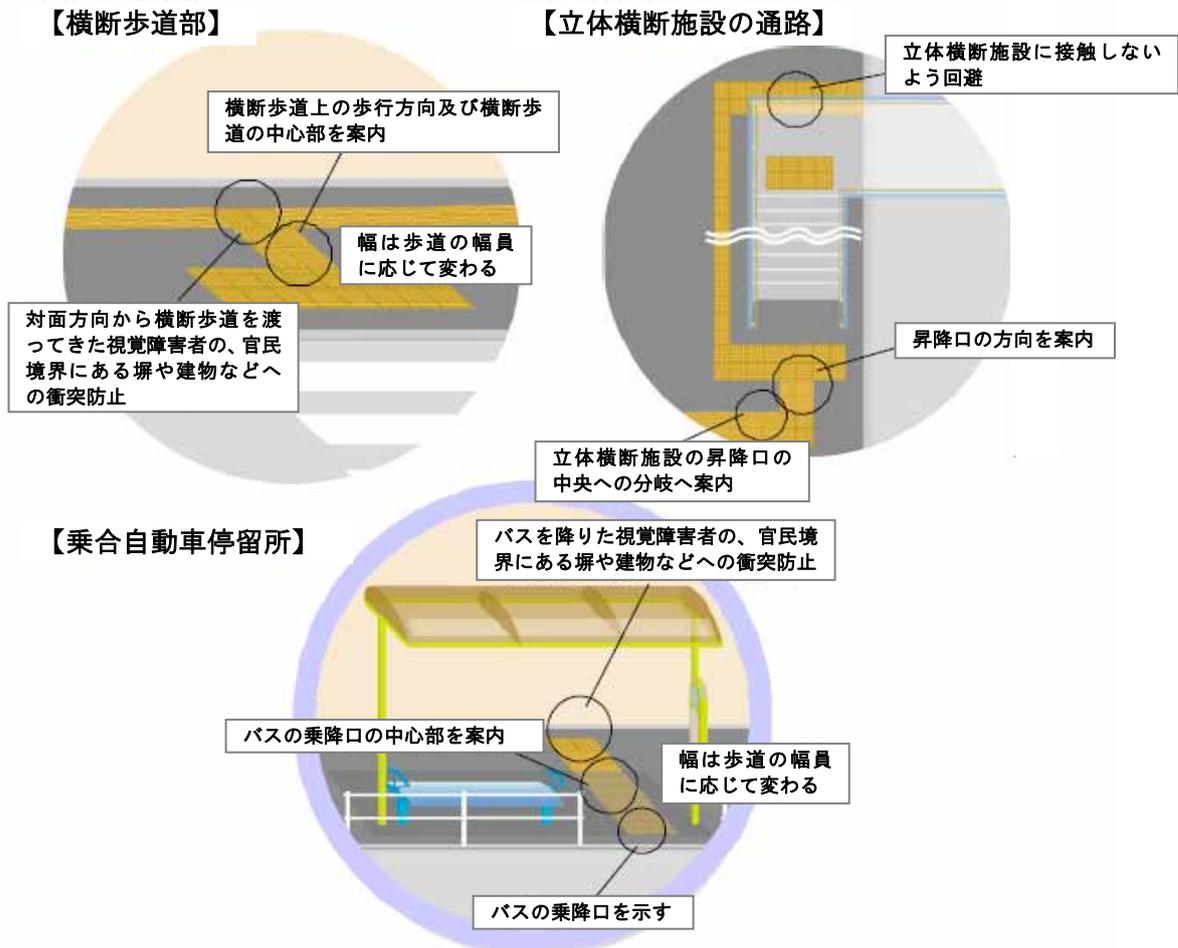
※乗合自動車停留所の区間の長さは、歩行者の滞留人数を考慮して決定する。

出典：改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

6-6 視覚障がい者誘導ブロックの設置

視覚障がい者の円滑で安全な移動に配慮し、特定経路については視覚障がい者誘導ブロックを連続的に設置します（移動等円滑化基準第34条）。

■視覚障がい者誘導ブロックを連続的に設置するイメージ



出典：改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

■誘導の連続性確保の工夫

視覚障がいのある人々の誘導は、点と点ではなく連続した線として誘導することが重要であると考えます。そこで、横断歩道など誘導ブロックが設置できない場所においても歩行者の進む方向が認識できるような工夫を施していきます。

エスコートゾーン（視覚障がい者用誘導帯）



■誘導ブロック等の識別の容易性を確保

誘導ブロックの色は、黄色を基本とします。しかしながら、黄色を使用すると舗装色との対比効果が十分に発揮できなくなる場合は、黄色以外とします。

周辺路面との輝度^{*}比は、2.0程度確保するよう留意します。

※輝度：ものの明るさを表現したもの（cd/m²）。輝度比＝誘導ブロックの輝度／舗装路面の輝度



良い事例



悪い事例

出典：改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

6-7 適切な案内標識等サイン

主要な交差点や主要な施設の周辺においては、歩行者を対象とした周辺案内板や案内標識を設置します。

案内標識の設置の考え方はについては「改訂版道路の移動等円滑化ガイドライン」、「しずおか公共サイン整備ガイドライン」に準拠するものとします。

第7章 個別事業計画

移動等円滑化を重点的かつ一体的に推進するため、現状での道路整備状況等を踏まえつつ、今後、短中期に整備実施が望まれる特定道路について個別事業計画を作成しました。

(特定道路の現在の状況)

① 主要地方道 三島富士線



② 主要地方道 三島停車場線 (1)



③ 主要地方道 三島裾野線 (1)



③ 主要地方道 三島裾野線 (2)



④ 三島駅南口広場



⑤ 三島駅北口広場



⑥ 市道 三島駅徳倉線



⑦ 市道 文教町一丁目2号線



⑧ 市道 鎧坂線



⑨ 市道 徳倉文教線



⑩ 市道 水上線



⑪ 市道 大宮町一丁目6号線



⑫ 市道 大宮町一丁目7号線



⑬ 市道 大社前南二日町線



⑭ 市道 田町日の出町線



⑮ 市道 広小路町11号線



道路特定事業総括表

番 号	①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	
路 線 名 称	(主)三島富士線 (都)川原ヶ谷八幡線	(主)三島停車場線 (都)南町文教線・ (都)三島駅前通り線	(主)三島裾野線 (都)東本町幸原線		三島駅南口広場	三島駅北口広場	(市)三島駅徳倉線 (都)三島駅北口線	(市)文教町一丁目2号線 (都)下土狩文教線	
区 間	(市)大社前南二日町線 ┆ 三島広小路駅前	三島駅南口広場前 ┆ 佐野美術館前	(市)徳倉文教線 ┆ (市)幸原萩線	(市)田町日の出町線 ┆ (主)三島富士線	—	—	三島駅北口広場 ┆ (市)文教町一丁目2号線	三島駅北口広場北側交差点 ┆ (市)鎧坂線	
延 長 ・ 面 積	約 716m	約 1,126m	約 750m	約 400m	約 5,300㎡	約 10,700㎡	約 80m	約 390m	
事 業 者	静岡県	静岡県	静岡県		三島市	三島市	三島市	三島市	
事業内容	歩道空間の確保					—			
	歩行スペースの確保	箇所							
	歩道の拡幅	箇所							
	制水弁の下がり改修	箇所							
	ポールの設置等	箇所	1						
	案内標識の設置等	箇所		1					
	歩道内の障害物の撤去	店舗看板、違法駐輪等	箇所	3					
	道路構造の改良								
	全面改良	m						390	
	歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所		2		2		
		縦断勾配の改良	箇所						
		舗装の改良・補修	箇所	1					
		排水施設の改良・補修	箇所	1	8	25	1		
	視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良								
	横断歩道接続部等における部分設置(新設)	箇所	3	6	8	1		8	
横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修	箇所	2	8	5	1				
その他									
路面表示の補修	箇所								
計		6	27	41	2	3		L=390m、8	
事業実施予定年度		平成21年度 ┆ 平成25年度	平成21年度 ┆ 平成25年度 ^{※注1}	平成21年度 ┆ 平成25年度	平成21年度 ┆ 平成25年度	平成21年度 ┆ 平成22年度		平成21年度 ┆ 平成22年度	

※(主)：主要地方道、(一)：一般県道、(市)：市道、(都)：都市計画道路としての名称。

※注1：当路線の電線類地中化事業の進捗状況により変更する可能性があります。

※より実効性のある計画にするために、計画の見直しを実施することがあります。

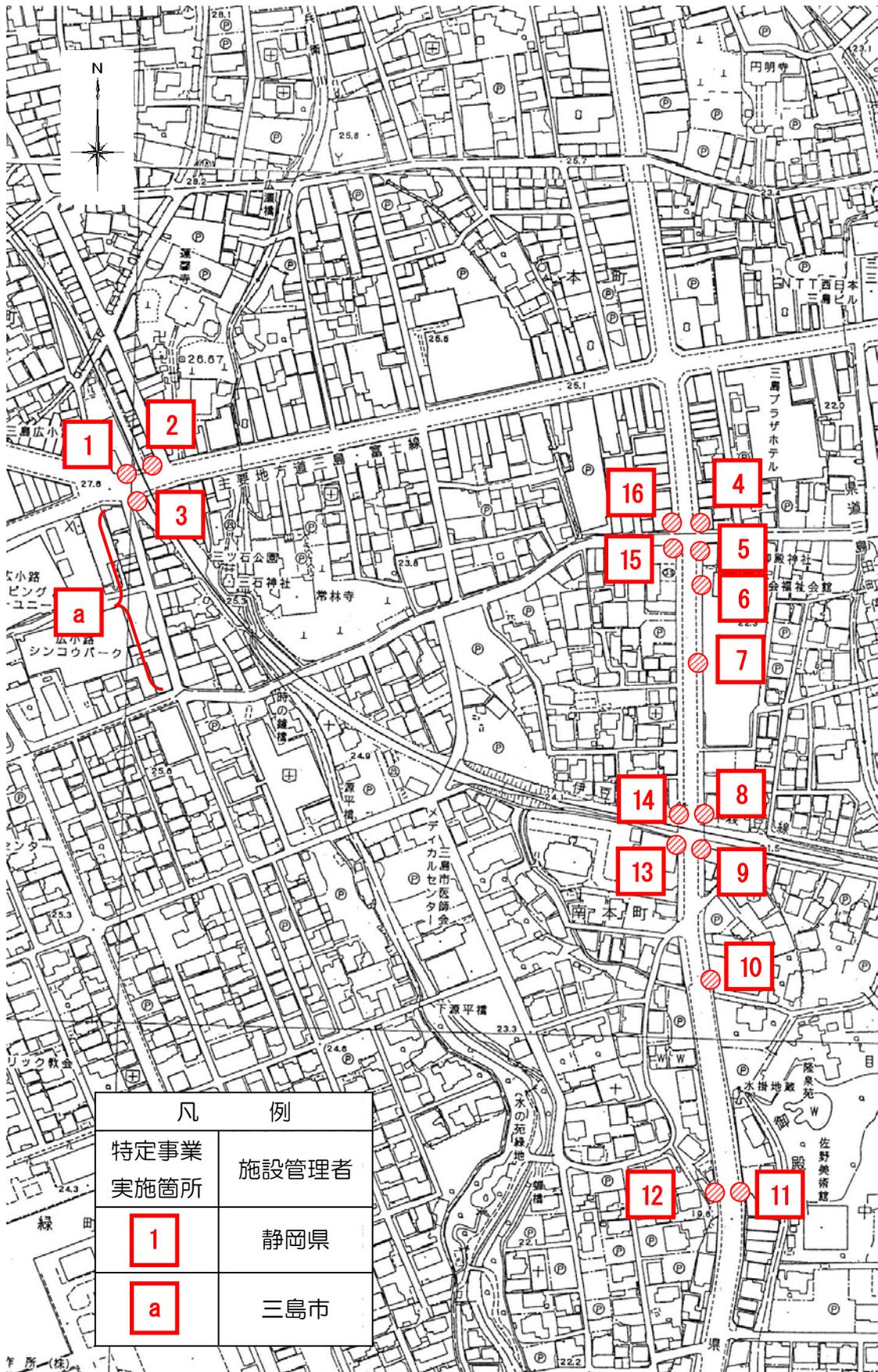
番号	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
路線名称	(市) 鏡坂線 (都) 南町文教線	(市) 徳倉文教線	(市) 水上線 (都) 水上線	(市) 大宮町一丁目6号線	(市) 大宮町一丁目7号線	(市) 大社前南二日町線	(市) 田町日の出町線	(市) 広小路町11号線
区間	(主) 三島裾野線) (市) 文教町一丁目2号線	(主) 三島裾野線) 市民体育館前	(主) 三島停車場線) (主) 三島裾野線	(市) 水上線) (市) 大宮町一丁目7号線	(市) 大宮町一丁目6号線) 市民生涯学習センター前	(主) 三島富士線) (市) 田町日の出町線	三島田町駅前) (市) 大社前南二日町線	(一) 沼津三島線) (市) 広小路町10号線
延長・面積	約 160m	約 208m	約 433m	約 160m	約 31m	約 281m	約 280m	約 110m
事業者	三島市	三島市	三島市	三島市	三島市	三島市	三島市	三島市
事業内容	歩道空間の確保							
	歩道の新設	箇所					1	
	歩道の拡幅	箇所						
	制水弁の下がり改修	箇所						
	案内標識の設置等	箇所						
	歩道内の障害物の撤去	店舗看板、違法駐輪等	箇所					
	道路構造の改良							
	全面改良	m	160					
	歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所	4				
		縦断勾配の改良	箇所			1		
		舗装の改良・補修	箇所					
		排水施設の改良・補修	箇所			17	1	7
	視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良							
	横断歩道接続部等における部分設置(新設)	箇所		3				
	横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修	箇所	4					
その他								
路面表示の補修	箇所		5					
計		L=160m、8		8	17	2	1	7
事業実施予定年度		平成21年度) 平成22年度		平成21年度	平成21年度) 平成22年度	平成22年度	平成21年度) 平成22年度	平成21年度) 平成22年度

事業箇所集計

施設管理者	静岡県 (主要地方道・一般県道)	三島市 (市道)	合計
事業箇所数	76箇所	54箇所 延長L=550m	130箇所 延長L=550m

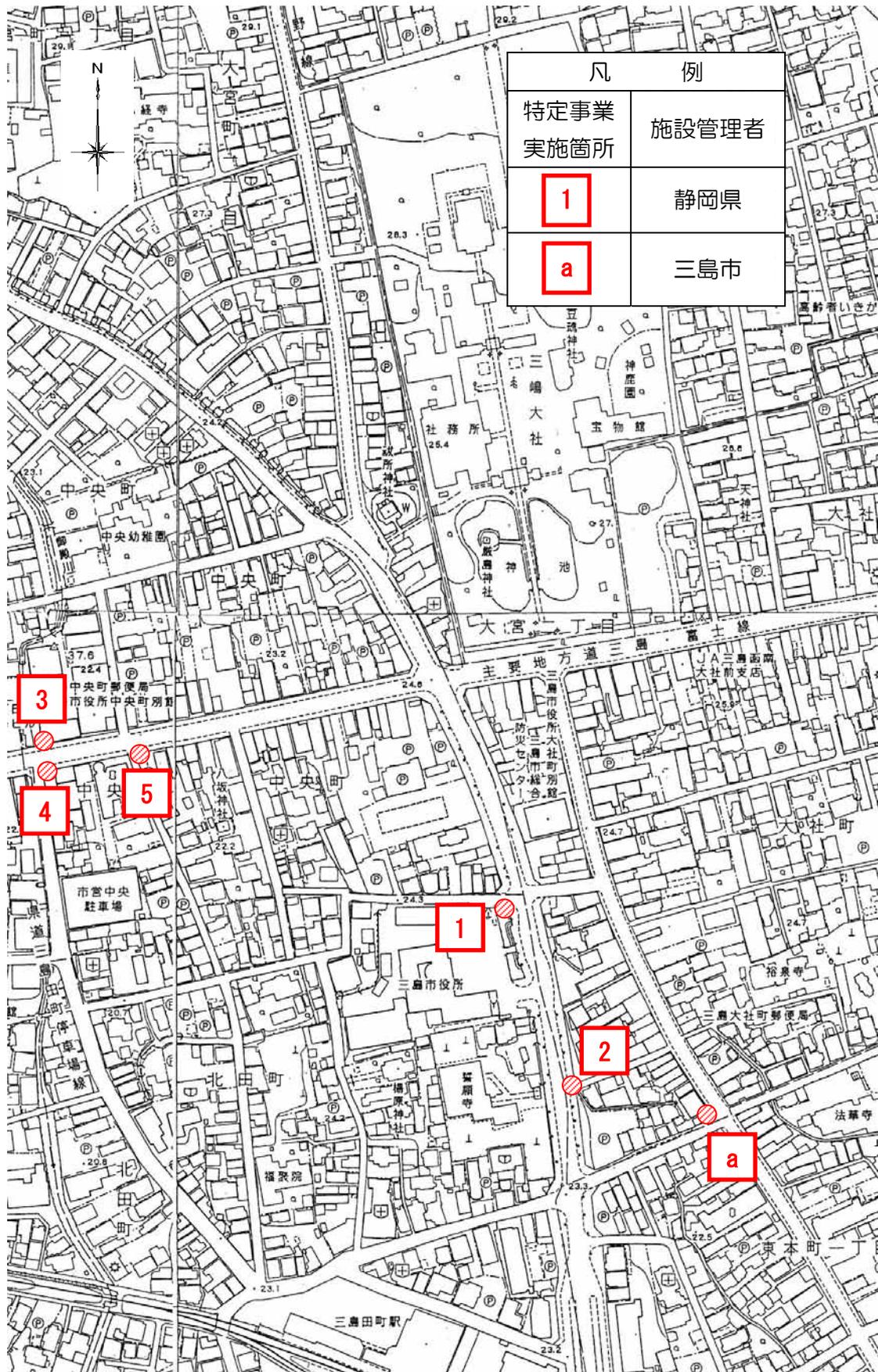
路線名	①（主）三島富士線 （（都）川原ヶ谷八幡線）	②（主）三島停車場線 （（都）南町文教線・（都）三島 駅前通り線）	⑬（市）広小路町11号線		
事業区間	（市）大社前南二日町線 ～三島広小路駅前	三島駅南口広場前 ～佐野美術館前	（一）沼津三島線 ～（市）広小路町10号線		
延長・面積	約716m	約1,126m	約110m		
事業者	静岡県	静岡県	三島市		
事業実施 予定年度	平成21年度 ～平成25年度	平成21年度～平成25年度 （当路線の電線類地中化事業の進捗状 況により変更する可能性あり）	平成21年度 ～平成22年度		
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保					
歩行スペースの確保		箇所			
歩道の拡幅		箇所			
制水弁の下がり改修		箇所			
ポールの設置等		箇所	1	10	
歩道内の障害物の 撤去	店舗看板、違法駐輪等	箇所			
道路構造の改良					
全面改良		m			
歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所			
	縦断勾配の改良	箇所			
	舗装の改良・補修	箇所			
	排水施設の改良・補修	箇所	12	a(7箇所) 4.6.7.15. 16	
視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良					
横断歩道接続部等における部分設置（新設）		箇所	9	1.2.3.8.9. 11.12.13. 14	
横断歩道接続部等の既設ブロックの改良・補修		箇所	4	4.5.15.16	設置幅 の不足 改良
その他					
路面表示の補修		箇所			

※（主）：主要地方道、（一）：一般県道、（市）：市道、（都）：都市計画道路としての名称。



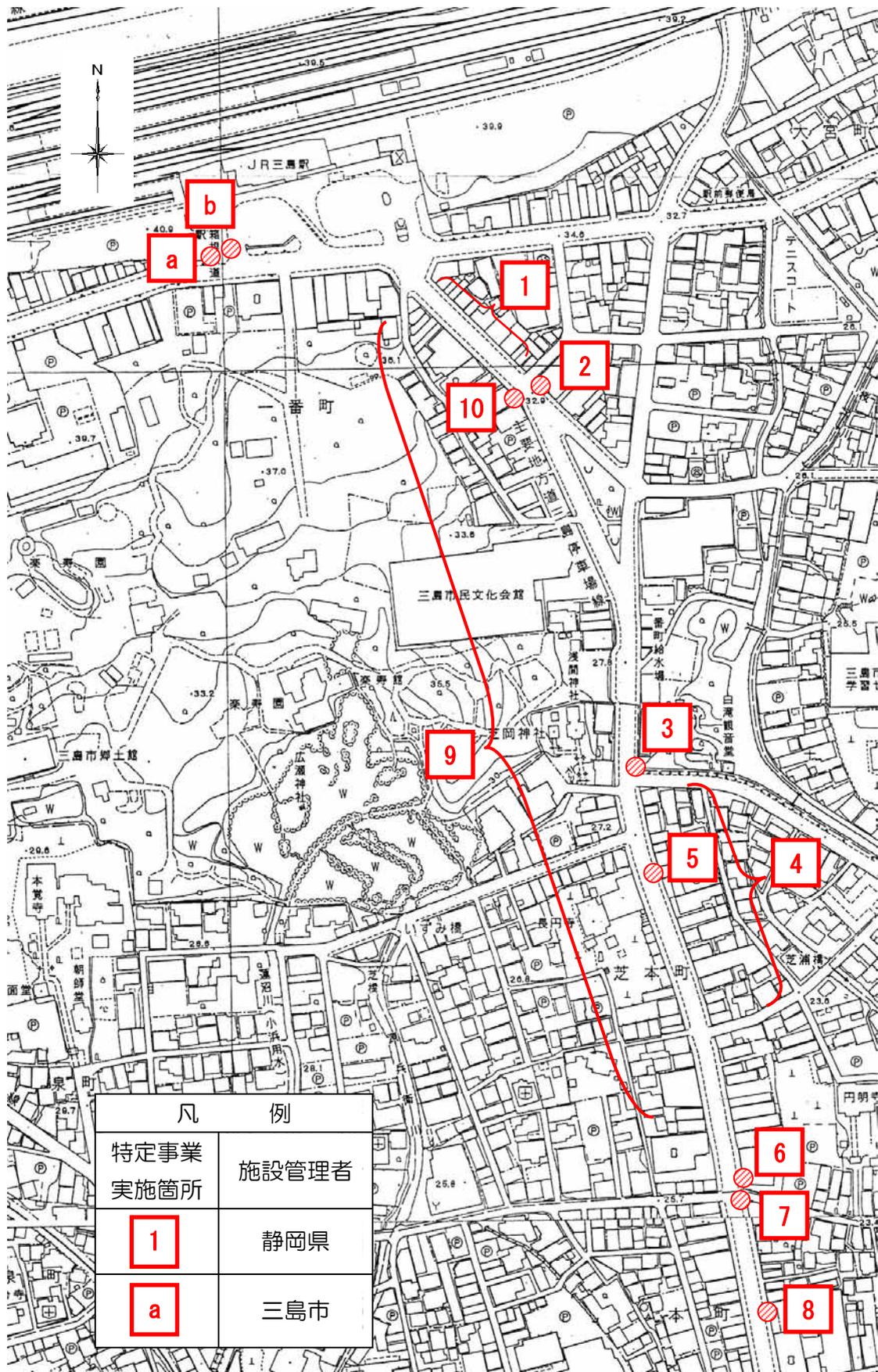
路線名	①（主）三島富士線 （（都）川原ヶ谷八幡線）	③（主）三島裾野線 （（都）東本町幸原線）	⑭（市）田町日の出町線			
事業区間	（市）大社前南二日町線 ～三島広小路駅前	（市）田町日の出町線 ～（主）三島富士線	三島田町駅前 ～（市）大社前南二日町線			
延長・面積	約 716m	約 400m	約 280m			
事業者	静岡県	静岡県	三島市			
事業実施 予定年度	平成 21 年度 ～平成 25 年度	平成 21 年度 ～平成 25 年度	平成 21 年度 ～平成 22 年度			
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保						
歩行スペースの確保		箇所	1	a		
歩道の拡幅		箇所				
制水弁の下がり改修		箇所				
案内標識の設置等		箇所				
歩道内の障害物の 撤去	店舗看板、違法駐輪等	箇所				
道路構造の改良						
全面改良		m				
歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所				
	縦断勾配の改良	箇所				
	舗装の改良・補修	箇所				
	排水施設の改良・補修	箇所	2	1.4		
視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良						
横断歩道接続部等における部分設置（新設）		箇所	1	2		
横断歩道接続部等の既設ブロックの改良・補修		箇所	2	3.5		
その他						
路面表示の補修		箇所				

※（主）：主要地方道、（市）：市道、（都）：都市計画道路としての名称。



路線名	②(主)三島停車場線 (都)南町文教線・(都)三島駅前通り線		④三島駅南口広場		
事業区間	三島駅南口広場前～佐野美術館前		—		
延長・面積	約 1,126m		約 5,300㎡		
事業者	静岡県		三島市		
事業実施 予定年度	平成 21 年度～平成 25 年度 (当路線の電線類地中化事業の進捗状況により変更する可能性あり)		平成 21 年度～平成 22 年度		
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保					
	歩行スペースの確保	箇所			
	歩道の拡幅	箇所			
	制水弁の下がり改修	箇所			
	案内標識の設置等	箇所			
	歩道内の障害物の撤去	店舗看板、違法駐輪等	箇所	3	1.4.9
道路構造の改良					
	全面改良	m			
	歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所	2	a.b.
		縦断勾配の改良	箇所		
		舗装の改良・補修	箇所	1	8
		排水施設の改良・補修	箇所	3	3.5.10
視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良					
	横断歩道接続部等における部分設置(新設)	箇所			
	横断歩道接続部等の既設ブロックの改良・補修	箇所	5	3.6.7	設置幅 の不足 の改良
				2.b	
その他					
	路面表示の補修	箇所			

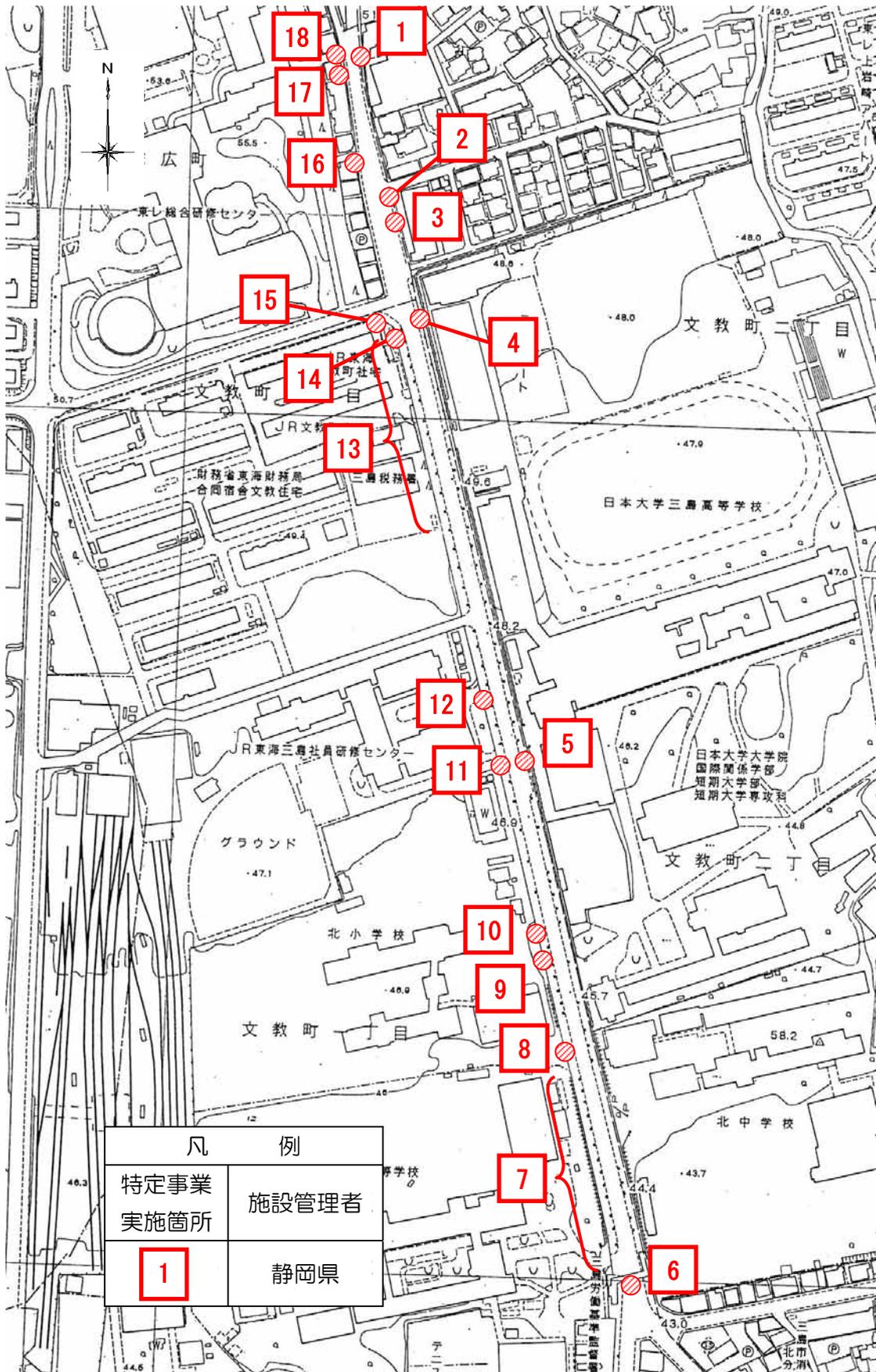
※(主):主要地方道、(都):都市計画道路としての名称。



凡 例	
特定事業 実施箇所	施設管理者
1	静岡県
a	三島市

路線名	③（主）三島裾野線 （（都）東本町幸原線）				
事業区間	（市）徳倉文教線～（市）幸原菽線				
延長・面積	約 750m				
事業者	静岡県				
事業実施 予定年度	平成 21 年度～平成 25 年度				
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
歩道空間の確保					
歩行スペースの確保		箇所			
歩道の拡幅		箇所			
制水弁の下がり改修		箇所			
案内標識の設置等		箇所	1	6	歩道橋 周り
歩道内の障害物の 撤去	店舗看板、違法駐輪等	箇所			
道路構造の改良					
全面改良		m			
歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所	2	5.11	
	縦断勾配の改良	箇所			
	舗装の改良・補修	箇所			
	排水施設の改良・補修	箇所	25	3.4.7（11 箇所）.10.12.13 （10 箇所）	
視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良					
横断歩道接続部等における部分設置（新設）		箇所	8	1.2.5.6（歩道 橋 階 段 部 分）.11.16.17. 18	
横断歩道接続部等の既設ブロックの改良・補修		箇所	5	8.9.12.14 15	輝度差 改良 線形改 良
その他					
路面表示の補修		箇所			

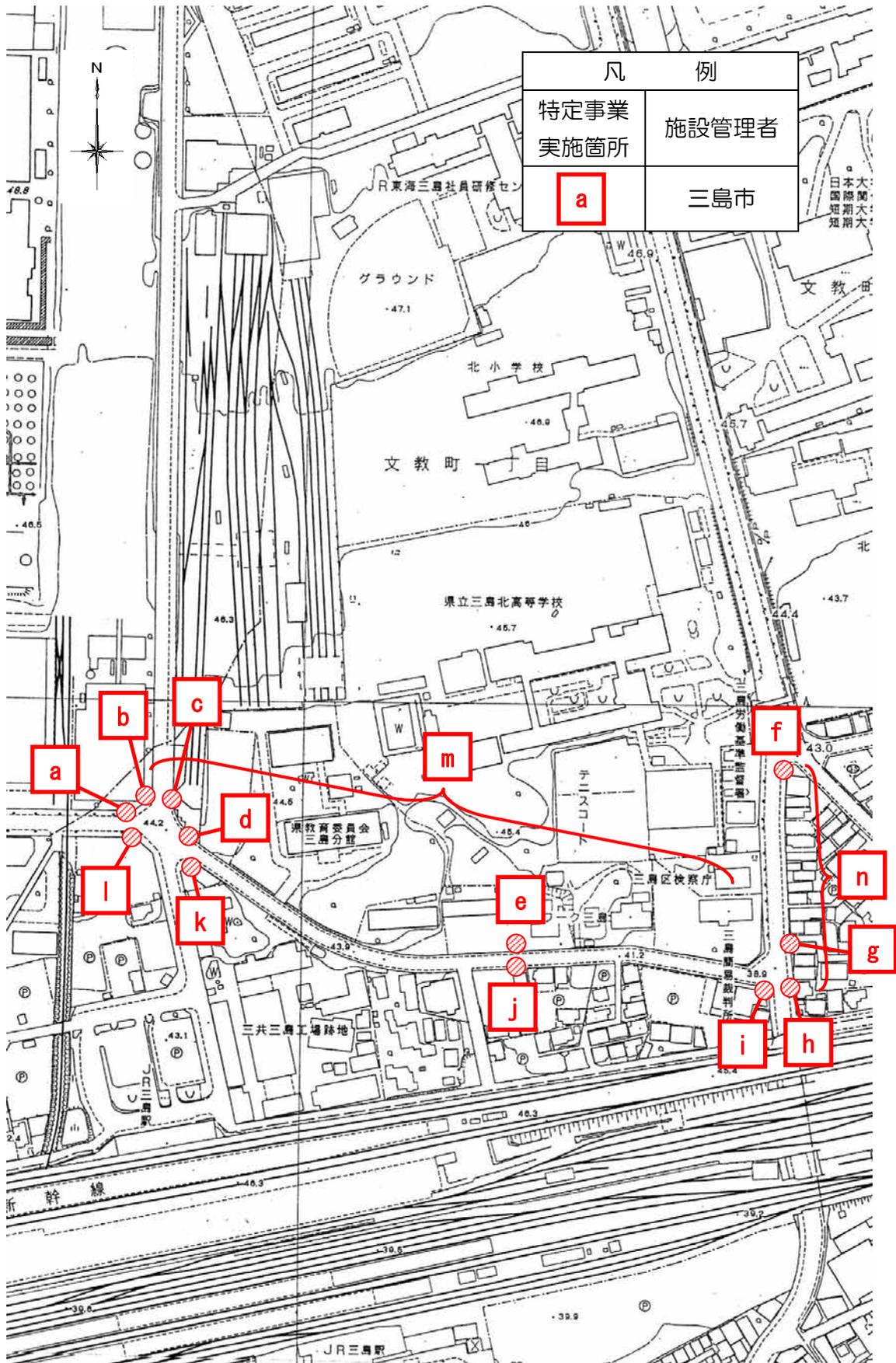
※（主）：主要地方道、（市）：市道、（都）：都市計画道路としての名称。



凡 例	
特定事業 実施箇所	施設管理者
1	静岡県

路線名	⑦(市)文教町一丁目2号線 (都)下土狩文教線	⑧(市)鎧坂線 (都)南町文教線			
事業区間	三島駅北口広場北側交差点 ～(市)鎧坂線	(主)三島裾野線 ～(市)文教町一丁目2号線			
延長・面積	約390m	約160m			
事業者	三島市	三島市			
事業実施 予定年度	平成21年度～平成22年度	平成21年度～平成22年度			
【事業内容】					
整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩道空間の確保					
	歩行スペースの確保	箇所			
	歩道の拡幅	箇所			
	制水弁の下がり改修	箇所			
	案内標識の設置等	箇所			
	歩道内の障害物の 撤去	店舗看板、違法駐輪等 箇所			
道路構造の改良					
	全面改良	m	550	m.n	両側
	歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所	4	f.g.h.i
		縦断勾配の改良	箇所		
		舗装の改良・補修	箇所		
		排水施設の改良・補修	箇所		
視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良					
	横断歩道接続部等における部分設置(新設)	箇所	8	a.b.c.d.e.j.k.l	
	横断歩道接続部等の既設ブロックの改良・補修	箇所	4	f.g.h.i	
その他					
	路面表示の補修	箇所			

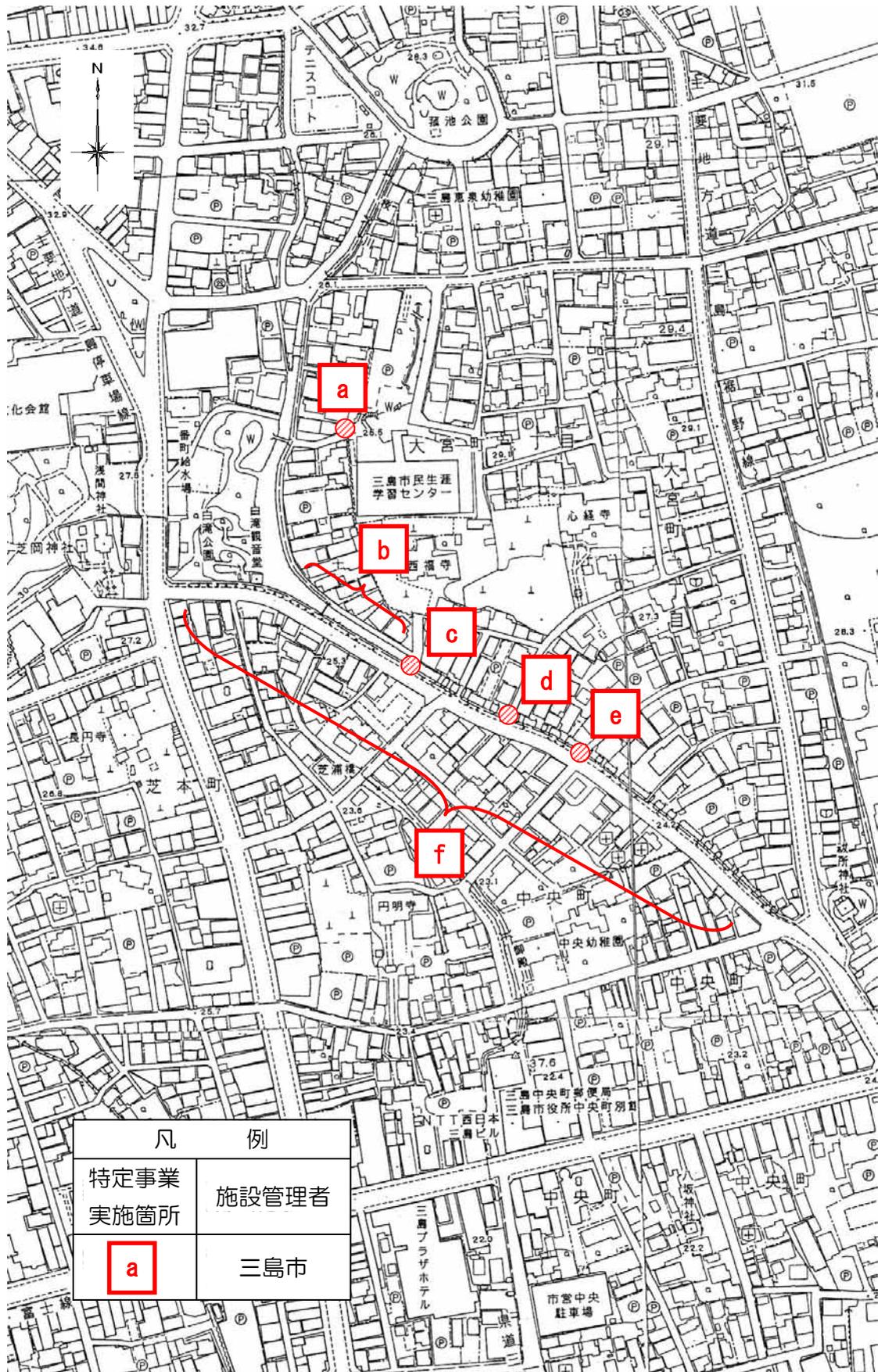
※(主):主要地方道、(市):市道、(都):都市計画道路としての名称。



凡 例	
特定事業 実施箇所	施設管理者
a	三島市

路線名	⑩(市)水上線 (都)水上線)	⑪(市)大宮町一丁目6号線	⑫(市)大宮町一丁目7号線			
事業区間	(主)三島停車場線 ～(主)三島裾野線	(市)水上線 ～(市)大宮町一丁目7号線	(市)大宮町一丁目6号線 ～市民生涯学習センター前			
延長・面積	約433m	約160m	約31m			
事業者	三島市	三島市	三島市			
事業実施 予定年度	平成21年度	平成21年度 ～平成22年度	平成22年度			
【事業内容】						
整備項目			事業量	箇所番号	備考	
歩道空間の確保						
歩行スペースの確保		箇所				
歩道の拡幅		箇所				
制水弁の下がり補修		箇所				
案内標識の設置等		箇所				
歩道内の障害物の 撤去	店舗看板、違法駐輪等	箇所				
道路構造の改良						
全面改良		m				
歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所				
	縦断勾配の改良	箇所	1	a		
	舗装の改良・補修	箇所				
	排水施設の改良・補修	箇所	18	a.b(17箇所)		
視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良						
横断歩道接続部等における部分設置(新設)		箇所	3	c.d.e		
横断歩道接続部等の既設ブロックの改良・補修		箇所				
その他						
路面表示の補修		箇所	5	f(5箇所)		

※(主):主要地方道、(市):市道、(都):都市計画道路としての名称。



凡 例	
特定事業 実施箇所	施設管理者
a	三島市